

ITOSHIMACITY INFORMATION

7月9日(月)から 外国人登録に関する新たな制度がスタート

問い合わせ

糸島市市民課 ☎(332) 2065

糸島市公式HPより

外国人 登録

検索

在留資格別で
手続き場所が変わります
法改正後の特別永住者証明
書と在留カードの手続きは、次
のとおりです。

カードの種別	対象者	手続き場所
特別永住者 証明書	特別永住者	糸島市役所 市民課
在留カード	永住者	入国管理局
	「留学」や「日本人の配偶 者等」の資格で、3か月を 超えて在留する外国人	

外国人登録証明書から
特別永住者証明書・在留カード
に変わります

主な変更点

平成21年に入国管理法や住
民基本台帳法など、外国人に適
用される法律が改正されました。
そのため、日本に住む外国人が
行う届け出の方法などが変わ
ります。

外国人にも住民票作成

日本人と同様、外国人につい
ても、住民票が作成されます。
今までは、日本人と外国人で
構成された世帯であっても、住
民票と外国人登録原票記載事
項証明書を取得する必要があ
りました。

法改正後(7月9日以降)は、
日本人と外国人の世帯全員が
記載された住民票を発行する
ことができるようになります。
※観光や短期滞在など、3か月

手続きの内容	手続場所
● 転出・転入や転居など住所変更、 世帯の変更	糸島市役所 市民課
● 特別永住者の方の氏名、 生年月日、国籍の変更 ● 特別永住者証明書の更新	
● 在留カードの記載内容の変更 ● 在留カードの更新	入国管理局

詳しい問い合わせ先

特別永住者証明書・在留カードに関すること

法務省入国管理局ホームページ

[http://www.immi-moj.go.jp/
newimmiact_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

外国人在留総合インフォメーションセンター

受付時間 平日8時30分～17時15分

☎(0570)013904

I P 電話・PHS・海外からは
☎03(5796)7112

住民票に関すること

総務省ホームページ

[http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_
gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)



仮住民票が手元に届きます

法改正により、糸島市に住む
外国人のみなさんを住民票に
記載するために、現在の外国人
登録の情報に基づき、新制度の対
象者の仮住民票を作成し、5月
中旬ごろ本人宛てに通知します。

仮住民票は、新制度の開始日
(7月9日)に住民票となるも
のです。手元に届いたら、内容
の確認をお願いします。
なお、住所変更や在留資格の
更新など、手続きが済んでいな
い人は、早めに手続きをお願い
します。

まちづくり基本条例案を審議会が答申 参画と協働で進めるまちづくりのルールを審議・検討

問い合わせ

糸島市経営企画課 ☎(332) 2061

糸島市公式HPより

まちづくり基本条例

検索

審議会では、この条例が「ま
ちづくり」の基本的なルールで
あることから、できる限り表現
の

分かりやすい条例づくり

※答申の内容は、市ホームペ
ージで閲覧できます。



まちづくり基本条例案の答申の様子

市では、本市のまちづくりに
おける最高規範である「まちづ
くり基本条例」の制定に向け、
法律やポランテア、まちづく
り、防災、福祉などの専門知識
を持つ人からなる審議会を設
置し、素案の審議・検討を依頼
していました。

をやわらかくし、分かりやすい
条例づくりを心がけました。
みなさんが主役として活躍
できる糸島らしい条例となる
よう、次のような項目を盛り込
みました。

- ① 情報の共有と積極的な発信
- ② まちづくりに関する市民、議
会、市長、市、市職員の責務
- ③ 校区や行政区、隣組などの自
治組織の役割
- ④ 安全・安心と危機管理の推進
- ⑤ 子育てと教育の推進
- ⑥ 自然環境と文化の保全・活用・
継承
- ⑦ 市政の基本的な運営方法

全校区で懇談会を開催

審議会での検討と並行して、
まちづくり基本条例の内容の
説明と市民のみなさんの意見
を取り入れるため、市内全15校
区で「まちづくり懇談会」を開
催し、別途、聴覚障がい者への
説明会も開催しました。

懇談会には、約1300人の
市民が参加し、条例に対して50
を超える意見が出され、関心の
高さがうかがえました。

パブリックコメントも実施

また、各校区から、共創プラ
ンに基づく校区まちづくりの
取り組みを紹介してもらい、意
見交換を行いました。とても充
実した懇談会となりました。



全校区で行われたまちづくり懇談会の様子

地域審議会でも審議

まちづくり基本条例は、市の最
上位に位置付けられる条例です。
そこで、合併時に旧市町ごと
の意見を求めるために設置さ
れた地域審議会でも審議され
ました。

条例案を議会に上程

今回、市長が受けた答申書は、
30人の住民による検討会議で
作成した条例素案を基に審議
会で5回の検討を経て作成さ
れたものです。

市では、この条例案を基に、
最終的な原案を作成し、議会9
月定例会に提案する予定にし
ています。

パブリックコメントで寄せられた主な意見

- 前文にある大きな目標の中に「充実
した暮らし」を加えてもらいたい。
- 男女共同参画の視点を盛り込んで
もらいたい。
- 市が行う情報提供の中に、説明責任
を規定すべき。
- 協働の取り組みに、「人づくり」「人
材育成」を加えるべき。